

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）および道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、手数料の額の標準が改められることから、本県の警察関係事務手数料の額を改定するため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条第1項の規定に基づく営業所の構造または設備の変更の承認の申請に対する審査の手数料等の額を改めることとします。（別表第1関係）
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付の手数料の額を改めることとします。（別表第3関係）
- (3) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査の手数料の額を改めることとします。（別表第4関係）
- (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換えの手数料の額を改めることとします。（別表第5関係）
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料等の額を改めることとします。（別表第6関係）
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく警察関係事務手数料の一部を改めることとします。（別表第7関係）
- (7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換えの手数料等の額を改めることとします。（別表第9関係）
- (8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料等の額を改めることとします。（別表第9の2関係）
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付の手数料等の額を改めることとします。（別表第9の3関係）
- (10) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表第1 (第2条関係) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料 1 省略 2 その他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料		本則および付則 省略 別表第1 (第2条関係) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料 1 省略 2 その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1)～(3)の2 省略	省略	(1)～(3)の2 省略	省略
(4) 法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造または設備の変更の承認の申請に対する審査の手数料	11,000 円	(4) 法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造または設備の変更の承認の申請に対する審査の手数料	9,900 円
(5) 省略		(5) 省略	省略
(6) 法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査の手数料	15,000 円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、11,700 円)	(6) 法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査の手数料	13,000 円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、10,000 円)
(7)～(11) 省略	省略	(7)～(11) 省略	省略
(12) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査の手数料 ア 3月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 イ その他の審査	14,000 円 (当該申請を行う者が同時に他の同条の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,000 円) 24,000 円 (当該申請を行う者が同時に他の同条の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定	(12) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査の手数料 ア 3月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 イ その他の審査	14,000 円 (当該申請を行う者が同時に他の同条の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、5,300 円) 24,000 円 (当該申請を行う者が同時に他の同条の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定

	に基づく許可の申請に係る審査にあつては、 <u>16,000</u> 円)
(13)～(21) 省略	省略

注 省略

別表第2 省略

別表第3 (第2条関係)

火薬類取締法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)および(2) 省略	省略
(3) 法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付の手数料	同 <u>2,400</u>

別表第4 (第2条関係)

質屋営業法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下この表において「法」という。)第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>25,000</u>
(2)～(5) 省略	省略

別表第5 (第2条関係)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 省略	省略
(2) 法第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換えの手数料	同 <u>4,600</u>
(3) 省略	省略

	に基づく許可の申請に係る審査にあつては、 <u>15,300</u> 円)
(13)～(21) 省略	省略

注 省略

別表第2 省略

別表第3 (第2条関係)

火薬類取締法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)および(2) 省略	省略
(3) 法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付の手数料	同 <u>2,100</u>

別表第4 (第2条関係)

質屋営業法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下この表において「法」という。)第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>22,000</u>
(2)～(5) 省略	省略

別表第5 (第2条関係)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 省略	省略
(2) 法第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換えの手数料	同 <u>5,400</u>
(3) 省略	省略

別表第6 (第2条関係)

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(5) 省略	省略
(6) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	3,900円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、 <u>1,600円</u>)
(7) 省略	省略
(8) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付の手数料	<u>2,200円</u>
(9)～(15) 省略	省略

注 省略

別表第7 (第2条関係)

道路交通法に基づく警察関係事務手数料

1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料

納付すべき者	区分	金額
(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	
	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験	
	(イ) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,600円</u>
	(イ) 省略	省略
	(ロ) 法第97条の2第	<u>4,400円</u> (法第97条第

別表第6 (第2条関係)

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(5) 省略	省略
(6) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	3,900円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、 <u>1,800円</u>)
(7) 省略	省略
(8) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付の手数料	<u>1,900円</u>
(9)～(15) 省略	省略

注 省略

別表第7 (第2条関係)

道路交通法に基づく警察関係事務手数料

1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料

納付すべき者	区分	金額
(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	
	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験	
	(イ) 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,550円</u>
	(イ) 省略	省略
	(ロ) 法第97条の2第	<u>4,100円</u> (法第97条第

1項の規定の適用を受けない場合

イ 普通自動車免許に係る試験

(ア) 省略

(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合

ウ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許または牽〔けん〕引免許をいう。以下同じ。）または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽〔けん〕引第二種免許に係る試験

(ア)および(イ) 省略

1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,050円)

省略

1,850円

2,200円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円）

省略

1項の規定の適用を受けない場合

イ 普通自動車免許に係る試験

(ア) 省略

(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合

ウ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許または牽〔けん〕引免許をいう。以下同じ。）または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽〔けん〕引第二種免許に係る試験

(ア)および(イ) 省略

1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円)

省略

1,900円

2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）

省略

(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	2,950 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,500 円</u>)
エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験	
(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項の適用を受ける場合	<u>1,850 円</u>
(イ) 省略	省略
オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許	
(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,750 円</u>
(イ) 省略	省略
(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>4,550 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,650 円</u>)
カ 仮運転免許に係る試験	

(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	2,600 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,050 円</u>)
エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験	
(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u>
(イ) 省略	省略
オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許	
(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700 円</u>
(イ) 省略	省略
(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>4,800 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,650 円</u>)
カ 仮運転免許に係る試験	

		(7)および(イ) 省略 (ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	省略 2,850 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,400 円</u>)			(7)および(イ) 省略 (ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	省略 2,900 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,350 円</u>)
(1)の 2 法第 89 条第 3 項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料	ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	4,050 円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,700 円</u>) 3,850 円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,750 円</u>)	(1)の 2 法第 89 条第 3 項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料	ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	3,900 円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,400 円</u>) 3,750 円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,550 円</u>)
(2) 法 91 条の規定により運転することができる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、	審査手数料		1,450 円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,000 円</u>)	(2) 法 91 条の規定により運転することができる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、	審査手数料		1,400 円 (滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,850 円</u>)

滋賀県公安 委員会の審 査を受けよ うとするも の			
(3) 法 92 条第 1 項の規定 による運転 免許証(以下 この表にお いて「免許 証」という。) の交付を受 けようとし る者	免許証交 付手数料	ア 省略 イ 仮運転免許に係る 免許証	省略 <u>1,100 円</u>
(4) 法第 94 条 第 2 項の規 定による免 許証の再交 付を受けよ うとする者	免許証再 交付手数料	ア 省略 イ 仮運転免許に係る 免許証	省略 <u>1,100 円</u>
(4)の2 法第 97 条の2第 1 項第 3 号 イ、第 101 条 の 4 第 2 項 または第 101 条の 7 第 3 項の規定に より認知機 能検査を受	検査手 数料		<u>650 円</u>

滋賀県公安 委員会の審 査を受けよ うとするも の			
(3) 法 92 条第 1 項の規定 による運転 免許証(以下 この表にお いて「免許 証」という。) の交付を受 けようとし る者	免許証交 付手数料	ア 省略 イ 仮運転免許に係る 免許証	省略 <u>1,150 円</u>
(4) 法第 94 条 第 2 項の規 定による免 許証の再交 付を受けよ うとする者	免許証再 交付手 数料	ア 省略 イ 仮運転免許に係る 免許証	省略 <u>1,150 円</u>
(4)の2 法第 97 条の2第 1 項第 3 号 イ、第 101 条 の 4 第 2 項 または第 101 条の 7 第 3 項の規定に より認知機 能検査を受	検査手 数料		<u>750 円</u>

けようとす る者				けようとす る者			
(5) 法第 99 条 の 2 第 4 項 の規定によ る技能検 定員資格 者証の交 付を受け ようとし る者	技能検 定員資 格者証 交付手 数料		<u>1,100 円</u>	(5) 法第 99 条 の 2 第 4 項 の規定によ る技能検 定員資格 者証の交 付を受け ようとし る者	技能検 定員資 格者証 交付手 数料		<u>1,150 円</u>
(6) 法第 99 条 の 2 第 4 項 第 1 号イの 規定による 審査（以下 「技能検 定員審査」と いう。）を 受けよう とする者	技能検 定員審 査手数 料	ア 大型自動車免許、中 型自動車免許または 準中型自動車免許に 係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に 係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査 エ 大型自動車第二種 免許、中型自動車第二 種免許または普通自 動車第二種免許に係 る技能検定員審査で、 これらの免許に対応 する第一種運転免許 に係る技能検定員資 格者証の交付を受け ている者に対するも の（以下「大型自動車 第二種免許等に係る	<u>23,100 円</u> <u>19,650 円</u> <u>14,500 円</u> <u>21,700 円</u>	(6) 法第 99 条 の 2 第 4 項 第 1 号イの 規定による 審査（以下 「技能検 定員審査」と いう。）を 受けよう とする者	技能検 定員審 査手数 料	ア 大型自動車免許、中 型自動車免許または 準中型自動車免許に 係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に 係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査 エ 大型自動車第二種 免許、中型自動車第二 種免許または普通自 動車第二種免許に係 る技能検定員審査で、 これらの免許に対応 する第一種運転免許 に係る技能検定員資 格者証の交付を受け ている者に対するも の（以下「大型自動車 第二種免許等に係る	<u>23,400 円</u> <u>19,500 円</u> <u>14,700 円</u> <u>21,500 円</u>

		教習指導員審査」とい う。)	
(7) 法第 99 条 の 3 第 4 項 の規定によ る教習指導 員資格者証 の交付を受 けようとし る者	教習指導 員資格者 証交付手 数料		<u>1,100 円</u>
(8) 法第 99 条 の 3 第 4 項 第 1 号イの 規定による 審査（以下 「教習指導 員審査」とい う。）を受け ようとする 者	教習指導 員審査手 数料	ア 大型自動車免許、中 型自動車免許または 準中型自動車免許に 係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に 係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査 エ 大型自動車第二種 免許、中型自動車第二 種免許または普通自 動車第二種免許に係 る教習指導員審査で、 これらの免許に対応 する第一種運転免許 に係る教習指導員資 格者証の交付を受け ている者に対するも の（以下「大型自動車 第二種免許等に係る	<u>14,600 円</u> <u>11,800 円</u> <u>9,400 円</u> <u>12,750 円</u>

		教習指導員審査」とい う。)	
(7) 法第 99 条 の 3 第 4 項 の規定によ る教習指導 員資格者証 の交付を受 けようとし る者	教習指導 員資格者 証交付手 数料		<u>1,150 円</u>
(8) 法第 99 条 の 3 第 4 項 第 1 号イの 規定による 審査（以下 「教習指導 員審査」とい う。）を受け ようとする 者	教習指導 員審査手 数料	ア 大型自動車免許、中 型自動車免許または 準中型自動車免許に 係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に 係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査 エ 大型自動車第二種 免許、中型自動車第二 種免許または普通自 動車第二種免許に係 る教習指導員審査で、 これらの免許に対応 する第一種運転免許 に係る教習指導員資 格者証の交付を受け ている者に対するも の（以下「大型自動車 第二種免許等に係る	<u>14,550 円</u> <u>11,850 円</u> <u>9,650 円</u> <u>12,450 円</u>

		教習指導員審査」とい う。)			教習指導員審査」とい う。)		
(9) 法第 100 条の 2 第 1 項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	ア 準中型自動車免許に係る再試験 イ 普通自動車免許に係る再試験 ウ 大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に係る再試験 エ 原動機付自転車免許に係る再試験	2,000 円 (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,650 円</u>) 1,950 円 (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,850 円</u>) 1,750 円 (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車または普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,300 円</u>) 1,050 円	(9) 法第 100 条の 2 第 1 項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	ア 準中型自動車免許に係る再試験 イ 普通自動車免許に係る再試験 ウ 大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に係る再試験 エ 原動機付自転車免許に係る再試験	1,900 円 (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,400 円</u>) 1,750 円 (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,550 円</u>) 1,650 円 (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車または普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,100 円</u>) 1,000 円

<p>(10) 法第 101 条第 1 項または第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者</p>	<p>免許証更新手数料</p>		<p>2,500 円</p>	<p>(10) 法第 101 条第 1 項、第 101 条の 2 第 1 項または第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定による免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者</p>	<p>免許証更新手数料</p>	<p>ア 免許証の更新(法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。) イ 免許証の更新(法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合)</p>	<p>2,500 円 2,550 円</p>
<p>(10) の 2 省略</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>(10) の 2 省略</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(11) 法第 107 条の 7 第 1 項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者</p>	<p>国外運転免許証交付手数料</p>		<p>2,400 円</p>	<p>(11) 法第 107 条の 7 第 1 項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者</p>	<p>国外運転免許証交付手数料</p>		<p>2,350 円</p>
<p>(12) 法第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者</p>	<p>講習手数料</p>	<p>アおよびイ 省略 ウ 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習 エ 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習</p>	<p>省略 2,100 円</p>	<p>(12) 法第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者</p>	<p>講習手数料</p>	<p>アおよびイ 省略 ウ 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習 エ 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習</p>	<p>省略 1,950 円</p>

習	
(ア) 大型自動車免許、 中型自動車免許または 準中型自動車免許 に係る講習（準中型 自動車免許に係る講 習にあつては、普通 自動車免許を受けて いる者に対する者に 限る。）	講習1時間につき <u>4,100円</u>
(イ) 準中型自動車 免許に係る講習 （普通自動車免許 を受けている者を 除く。）	講習1時間につき <u>3,400円</u>
(ウ) 普通自動車免許 に係る講習	講習1時間につき <u>2,450円</u>
オ 法第108条の2第 1項第5号に掲げる 講習	
(ア) 大型自動二輪車 免許に係る講習	講習1時間につき <u>4,100円</u>
(イ) 省略	省略
カ 法第108条の2第1 項第6号に掲げる講 習	講習1時間につき <u>1,400円</u>
キ 省略	省略
ク 法第108条の2第1 項第8号に掲げる講 習	講習1時間につき <u>1,300円</u>
ケ 法第108条の2第1 項第9号に掲げる講	講習1時間につき <u>650円</u>

習	
(ア) 大型自動車免許、 中型自動車免許ま たは準中型自動車 免許に係る講習（準 中型自動車免許に 係る講習にあつて は、普通自動車免許 を受けている者に 対する者に限る。）	講習1時間につき <u>4,450円</u>
(イ) 準中型自動車 免許に係る講習 （普通自動車免許 を受けている者を 除く。）	講習1時間につき <u>3,500円</u>
(ウ) 普通自動車免許 に係る講習	講習1時間につき <u>2,800円</u>
オ 法第108条の2第 1項第5号に掲げる 講習	
(ア) 大型自動二輪車 免許に係る講習	講習1時間につき <u>4,150円</u>
(イ) 省略	省略
カ 法第108条の2第1 項第6号に掲げる講 習	講習1時間につき <u>1,500円</u>
キ 省略	省略
ク 法第108条の2第1 項第8号に掲げる講 習	講習1時間につき <u>1,400円</u>
ケ 法第108条の2第1 項第9号に掲げる講	講習1時間につき <u>750円</u>

習	
コ 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(ア) から(エ)まで 省略	省略
(オ) 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,400円
サ 省略	省略
シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
(ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	4,650円
(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条	4,650円(当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第29条の3第1項の式

習	
コ 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(ア) から(エ)まで 省略	省略
(オ) 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
サ 省略	省略
シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
(ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	5,100円
(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条	5,100円(当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第29条の3第1項の式

の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(エ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)

(オ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2

により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,550円)

5,650円

2,000円

2,000円(当該認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値

の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(エ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)

(オ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第97条の2

により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,950円)

5,800円

2,250円

2,250円(当該認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値

		<p>第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>(カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</p>	<p>が76未満であるものにあつては、<u>4,300円</u>)</p> <p><u>2,400円</u></p> <p><u>13,200円</u> (当該講習が府令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、<u>9,050円</u>)</p> <p>講習1時間につき <u>1,900円</u></p>
(13) 省略	省略		省略

注1 省略

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
------	----	--------------------

		<p>第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>(カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</p>	<p>が76未満であるものにあつては、<u>4,450円</u>)</p> <p><u>2,350円</u></p> <p><u>12,500円</u> (当該講習が府令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、<u>9,050円</u>)</p> <p>講習1時間につき <u>2,000円</u></p>
(13) 省略	省略		省略

注1 省略

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
------	----	--------------------

(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	ア 省略	円 省略
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,600</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,300</u>
	エ 省略	省略
(2) 省略	省略	省略
(3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,950</u>
(4) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,950</u>
(5) 技能検定の実施に関する知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,500</u>
(6) 自動車の運転技能の	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技	<u>1,750</u>

(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	ア 省略	円 省略
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250</u>
	エ 省略	省略
(2) 省略	省略	省略
(3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,500</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,000</u>
(4) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,500</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,000</u>
(5) 技能検定の実施に関する知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,350</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,900</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,650</u>
(6) 自動車の運転技能の	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技	<u>1,800</u>

評価方法に関する知識	能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウおよびエ 省略	2,100 省略
(7)省略	省略	省略

3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,450 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 850 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,050 円を、大型自動第二種免許等に係る技能検定員審査については 3,100 円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 550 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 350 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350 円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	ア 省略	円 省略
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,600</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能	<u>1,300</u>

評価方法に関する知識	能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウおよびエ 省略	2,050 省略
(7)省略	省略	省略

3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,350 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,100 円を、大型自動第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900 円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 500 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 300 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 300 円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	ア 省略	円 省略
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能	<u>1,250</u>

	検定員審査 エ 省略	省略
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,350</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,250</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,300</u>
	エ 省略	省略
(3) 学科教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,200</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,100</u>
(4) 法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550</u>
	イおよびウ 省略	省略
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550</u>
	イおよびウ 省略	省略
(6) 教習指導	ア 大型自動車免許、中型自動車免許	<u>1,400</u>

	検定員審査 エ 省略	省略
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,400</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,300</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,350</u>
	エ 省略	省略
(3) 学科教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,250</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250</u>
(4) 法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,600</u>
	イおよびウ 省略	省略
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,600</u>
	イおよびウ 省略	省略
(6) 教習指導	ア 大型自動車免許、中型自動車免許	<u>1,500</u>

員として必要な教育についての知識	または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 省略 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	省略 <u>1,200</u>
(7)省略	省略	省略

6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。

8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1) 道路交通法 (以下この表において「法」という。) 第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料	円 <u>1枚につき 300</u>
(2) 法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	<u>1件につき 23,000</u>
(3) 法第51条の8第項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料	<u>同 23,000</u>

員として必要な教育についての知識	または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 省略 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	省略 <u>1,250</u>
(7)省略	省略	省略

6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査、普通自動車免許に係る教習指導員審査および特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については、それぞれ150円を減ずるものとする。

8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1) 道路交通法 (以下この表において「法」という。) 第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料	<u>1枚につき 300円</u>
(2) 法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	<u>1件につき 23,000円</u>
(3) 法第51条の8第項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料	<u>同 23,000円</u>

(4) 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査の手数料	同 9,900
(5) 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能および知識に関して行う講習の受講料	同 20,000
(6) 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 4,500
(7) 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付の手数料	同 2,100
(8) 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付の手数料	同 2,000
(9) 法第 77 条第 1 項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料	同 2,040
(10) 法第 78 条第 5 項の規定に基づく道路使用許可証の再交付の手数料	同 430
(11) 法第 104 条の 4 第 6 項の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料	同 1,000
(12) 法第 108 条第 1 項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料	講習 1 時間につき 700
(13) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料 ア 特定任意講習 イ チャレンジ講習	1 件につき 1,350 同 2,650

(4) 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査の手数料	同 9,900 円
(5) 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能および知識に関して行う講習の受講料	同 20,000 円
(6) 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 4,500 円
(7) 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付の手数料	同 2,100 円
(8) 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付の手数料	同 1,800 円
(9) 法第 77 条第 1 項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料	同 2,040 円
(10) 法第 78 条第 5 項の規定に基づく道路使用許可証の再交付の手数料	同 430 円
(11) 法第 104 条の 4 第 6 項の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料	同 1,100 円
(12) 法第 108 条第 1 項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料	同 1,400 円（自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあっては、800 円）
(13) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料 ア 特定任意講習 イ チャレンジ講習	同 1,350 円 同 2,650 円

ウ 特定任意高齢者講習 (ア) シニア運転者講習 a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上 75 歳未満のものに対する講習 b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上のものに対する講習 (イ) 簡易講習	同 4,650 円 同 4,650 円 (法第 101 条の 4 第 2 項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるものにあつては、7,550 円) 同 1,500
--	---

別表第 8 省略

別表第 9 (第 2 条関係)

警備業法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(6) 省略	省略
(7) 法第 22 条第 5 項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換えの手数料	1 件につき 2,000
(8)～(15) 省略	省略
(16) 法第 42 条第 3 項において準用する法第 22 条第 5 項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換えの手数料	同 2,000
(17)および(18)省略	省略

別表第 9 の 2 (第 2 条関係)

ウ 特定任意高齢者講習 (ア) シニア運転者講習 a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上 75 歳未満のものに対する講習 b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上のものに対する講習 (イ) 簡易講習	同 5,100 円 同 5,100 円 (法第 101 条の 4 第 2 項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるものにあつては、7,950 円) 同 1,800 円
--	--

別表第 8 省略

別表第 9 (第 2 条関係)

警備業法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(6) 省略	省略
(7) 法第 22 条第 5 項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換えの手数料	1 件につき 1,800
(8)～(15) 省略	省略
(16) 法第 42 条第 3 項において準用する法第 22 条第 5 項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換えの手数料	同 1,800
(17)および(18)省略	省略

別表第 9 の 2 (第 2 条関係)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (以下この表において「法」という。)第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>13,000</u>
(2) 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付の手数料	同 <u>1,900</u>
(3) 省略	省略

別表第9の3 (第2条関係)

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 省略	省略
(2) 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付の手数料	同 <u>1,500</u>
(3) 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付の手数料	同 <u>1,000</u>

別表第10以下 省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (以下この表において「法」という。)第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき <u>12,000</u>
(2) 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付の手数料	同 <u>1,700</u>
(3) 省略	省略

別表第9の3 (第2条関係)

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 省略	省略
(2) 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付の手数料	同 <u>1,600</u>
(3) 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付の手数料	同 <u>1,100</u>

別表第10以下 省略